

平成29年9月27日

日清健保被保険者各位

日清製粉健康保険組合
事務長 日暮 勝夫
(担当 佐藤、内田、鈴木)

平成29年度の保健事業実施要領について

平成29年2月24日開催の第126回組合会にて承認された、平成29年度保健事業計画の実施要領について下記の通りご連絡します。

1. 特定健康診査・特定保健指導事業

日清健保では35歳～74歳の加入者を対象に「特定健康診査・特定保健指導」を実施いたします。

「特定健康診査」は生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群を減少させるために行う「特定保健指導」を必要とする方を抽出するために実施します。

(1) 特定健診

①被保険者(社員)対象の健診

- ・特定健康診査は、事業主が実施する労働安全衛生法(以下「安衛法」)の定期健康診断の中で実施されており、その特定健康診査項目の検査結果を健康保険組合が受領することで、健康保険組合が特定健康診査を実施したとみなされます。

②扶養者(主に奥様)対象の健診

- ・被扶養者(主に奥様)については、昨年と同様、希望者に特定健診の受診券を発行します。各自お近くの健診機関を日清健保のホームページにより調べて頂き、直接その医療機関に申し込みをして、受診券を持参し、特定健診を受けて頂くことになります。なお、費用は全額健保で負担します。

- ・さらに「全国巡回健診」を今年も従来通り全国規模で実施します。詳しい案内は対象者の被保険者(社員)の住所宅に検診委託会社である「あまの創健」より5月以降に直接お送りします。オプション検査を除いて費用は全額健保で負担します。

巡回健診の申込み時には健保加入の資格を有していても、受診日時点で資格を喪失している場合、巡回健診は受診できませんのでご注意願います。

扶養者の方は上記の2つの健診のいずれかを選択して頂きます。両方受診することはできませんのでご注意下さい。また上記のいずれかの検診を受けた被扶養者の方は、人間ドック補助(配偶者健診の補助)を受けることはできませんのでご注意下さい。

②特定保健指導

特定健診結果に応じて、受診者が自らの健康状態を理解し、生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう、外部専門スタッフ（保健師、管理栄養士等）による保健指導（特定保健指導）を行い、生活習慣改善のサポートをしています。

該当される方には、別途ご案内をしますので、積極的にご参加頂きますようお願いいたします。

また、被扶養者の方へは「全国巡回健診」を受けた後、対象となった方の内、希望者は特定保健指導を受けることができますので、検診委託会社の「あまの創健」へお申込み下さい。

2. 保健指導宣伝事業

①医療費通知書の発行

- ・医療機関を受診した方へ医療費の内容をお知らせする「医療費のお知らせ」と、給付金が発生した方へ支給額をお知らせする「給付金決定通知書」を発行しています。
- ・「医療費のお知らせ」は、2月、5月、8月、11月に過去3か月分まとめて作成しています。なお、通知の内容と、実際に窓口で支払った金額、受診日数等に違いがある時は、健康保険組合までお知らせ下さい。

②健康情報冊子（Q u p i o クピオ）の発行

- ・特定健康診査（生活習慣病健診項目）結果で「積極的支援レベル」もしくは「動機付け支援レベル」となった被保険者へ、「健診結果つきのあなたの専用健康マガジン」冊子を配布し、健診結果の解説や、必要な知識等を集めた情報を提供し、健康リスクファクターを改善するための健康習慣を提案します。
- ・発行時期は各事業場の定期健康診断実施時期の約2か月前を目安としています。

③けんぽニュースの発行とホームページ

日清健保の情報発信ツールとして「けんぽニュース」を被保険者全員へ配布します。

定期配布は年2回（5月、10月）ですので、必ずご自宅へお持ち帰り頂き、ご家族でご一読下さい。

また、日清健保のホームページでは「健康トピックス」等による、各種健康増進情報や健保組合の制度、新たな保健事業等について情報発信していますので、こちらも併せてご参照下さい。

④ジェネリック医薬品差額通知書の発行

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額が一定額以上見込める被保険者と被扶養者を対象として適宜、発行をしていく予定ですので、ジェネリック医薬品への切り替えにご協力をお願いします。

3. 疾病予防事業

①定期健康診断時に行う生活習慣病健診

- ・定期健診（集団健診）を実施される際には、例年通り35歳以上（年度中に35歳になる方）の被保険者を対象に健保の費用負担にて、次の3種類の生活習慣病健診を実施します（1回／年）。なお、35歳未満の方の受診については、健保での費用負担は対象外となりますのでご了承ください。

消化器検診（胃部X線検査）・任意項目の血液検査・大腸がん検診（便潜血検査）

- ・消化器検診は「間接撮影」を原則としますが、健診機関との関係で「直接撮影」しか実施できない場合等は可といたします。
- ・血液検査の内、法定9項目の検査費用は会社負担ですが、他の任意項目の検査費用は健保の負担となります。
- ・大腸がん検診については原則として「2回法」です。
- ・毎年同様、上記の生活習慣病健診の結果は、特定健康診査のデータとして国への報告用に利用させていただきます。
- ・肝炎ウイルス検査（2種：HBs抗原、HCV抗体）は、35歳以上でこれまで一度も肝炎ウイルス検査を受けたことのない方を対象とします。

②在宅検診による子宮頸がん検診と大腸がん検診について

- ・従来通り秋に、35歳以上の女性（被保険者と被扶養者である配偶者）を対象に子宮頸がん検診を実施します。又、配偶者については大腸がん検診も併せて実施します。いずれも自己採取して直接検診機関に送って頂き、結果も直接ご本人へ通知されます。

③人間ドックへの補助

- ・35歳以上の被保険者の方を対象に年に1回4万円（消費税込）を限度に補助金を支給します。
- ・受診後速やかに実施報告書を提出願います。健保契約医療機関も実施報告書が必要となります。また、健保が契約していない医療機関の場合は実施報告書とあわせて必ず医療機関発行の領収書（正 宛名は受診者名）を提出願います。
- ・人間ドックのオプションのみの受診は補助対象外です。また、医療機関は1ヶ所とし、数日に分けて受診しないようお願いします。
- ・人間ドックの結果表は受診者本人だけでなく、特定健診・保健指導のために健保組合へも医療機関又はご本人から送って頂きます。
- ・PET 検診（がん検査の一種）も人間ドックの対象としております。
- ・疾病予防対策の一環として、早期発見早期治療の観点からも、対象となる方はこの補助制度を積極的に利用して下さい。なお、会社が実施する定期健康診断の代替を目的として人間ドックを受診することのないようにお願いします。
- ・また、3月の期末の受診ではなく、なるべく早めの受診をお願いします。
実施期限は本年より3月15日までとします。

④配偶者健康診断（人間ドック）への補助

- ・従来どおり35歳以上の被扶養者である配偶者の方を対象に、年に1回3万円（消費税込）を限度に補助金を支給します。実施報告書に必ず医療機関発行の領収書（正 宛名は配偶者名）を添付し提出下さい。
- ・被扶養者への特定健診は、その費用の全額を健保で負担しますので、配偶者健康診断への補助か、特定健診かどちらか一つを選択して頂きます。
- ・人間ドックの結果は特定健診結果として扱いますので、結果表のコピーを健保組合へご本人から送って頂きます。
- ・また、3月の期末の受診ではなく、なるべく早めの受診をお願いします。
実施期限は本年より3月15日までとします。

健保で人間ドック補助、配偶者健康診断補助の対象は、「特定健診項目を含む人間ドック」「脳ドック」「心臓ドック」「PET検診」です。
「レディースドック」は特定健診項目が含まれていることが確認できる場合に認められます。

④乳がん検診費用一部補助

今年度より女性被保険者及び被扶養者である女性配偶者の方の疾病予防の一助とすべく、新たな保健事業となる「乳がん検診費用の一部補助」を実施することとし、本年2月24日の組合会にて承認されました。実施要領は下記の通りです。

○人間ドックで乳がん検診をオプションで受診した場合

- ①補助金額：年1回2,000円（税込）を限度とし補助金を支給します
- ②対象者：35歳以上の女性被保険者及び被扶養者である女性配偶者の方（任意継続者含む）
- ③対象とする検診：触診検査、乳腺エコー検査、マンモグラフィー検査のいずれか
- ④実施期間：毎年4月1日より翌年3月15日まで
- ⑤請求方法：所定の申請書に必要事項を記入の上、上記いずれかの検査の金額が記入された医療機関の領収書の原本を申請書の裏面に貼付けして提出して下さい。
- ⑥提出期限：翌年3月末日迄に健康保険組合に提出する。

○全国巡回健診で乳がん検診を受診した場合

35歳以上の被扶養者（主に女性配偶者）を対象に実施している「全国巡回健診」ではこれまで乳腺エコー検査が無料で受診出来ましたが、今年度よりマンモグラフィー検査も健康保険組合の負担で受診できることになりました。

但し「全国巡回健診」のマンモグラフィー検査は40歳以上の方が対象となりますのでご注意ください。詳細は検診委託会社の「あまの創健」より配布されるご案内を参照下さい。

※乳がん検診費用一部補助の詳細については、別途3月30日付で通達した「乳がん検診費用一部補助のお知らせ」を参照願います。

⑤インフルエンザ予防接種費用一部補助

今年度も加入者の方の健康維持の一助とすべく、インフルエンザ予防接種費用の一部補助を実施します。実施要領は下記の通りです。

実施期間：毎年10月1日～12月31日までの3ヶ月間

対象者：被保険者及び被扶養者（任意継続者を含む）

ただし事業主が行う海外出張予定者への予防接種対象者は除く

補助金額：上記期間中に、年一回一人当たり上限2,000円（税込）を補助

二回接種法の場合は、二回の合計支出金額に対し上限2,000円（税込）を補助

なお、自治体による助成金の支給がある場合は、その額を差し引き、本人が実際に医療機関窓口にて支払った金額に対し上限2,000円（税込）までを補助

申請期限：平成30年1月末日まで

⑥健康関連講習会開催における費用補助

- ・各事業場等で、外部の講師や産業医などを招いて社員を対象とし、健康関連のセミナーや講習会等を開催した場合に、その外部講師に掛かる費用を健保で補助しますのでご連絡下さい。

⑦家庭用常備薬の斡旋販売

- ・好評につき29年度についても斡旋販売を実施します。全額自己負担で購入頂くものです。
- ・医薬品メーカーでは健保向けにお得な「特納品」を設計しており、この「特納品」を中心に市価よりも廉価で多品種の医薬品類が購入出来るというメリットを提供するものです。
- ・申込用紙・商品一覧は「けんぽニュース」春・秋号と共に配布します。
- ・申込み・納品・代金決済は個人と斡旋販売業者間で直接行って頂きます。

以 上